



令和8年度 東松山市水質検査計画

東松山市上下水道部水道施設課

東松山市では、市民の皆さんにより安心安全に水道水を使っていただけるよう水質検査を行っています。水質検査計画は、水質検査の適正化や透明性を確保するために水質検査項目や頻度等を定めたものです。

掲載内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 検査地点
- 5 定期水質検査
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度管理と信頼性保証
- 10 関係機関との連携

添付資料

- ・ 定期水質検査の概要
- ・ 定期水質検査の検査地点
- ・ 水質検査表(1) ～(5)
- ・ 別表：農薬類

1 基本方針

東松山市では、埼玉県から供給された県水と浅井戸の原水から作った市水を市内へ配水しています。その県水・市水の水質を適正に保つため、水道法に則り、以下に示す基本方針に基づく水質検査計画を策定し、水質の適正管理に努めています。

- (1) 検査の実施に際しては、水道法に定められた内容を基本とします。さらに独自に水質管理に必要な項目・頻度を検討し、より安心・安全な水質管理を目指します。
- (2) 検査地点は、供給されるすべての水が水質基準に適合するかを判断できる地点として、法令で定められた給水栓(蛇口)に加えて、市全体の水質環境を把握するために浄水場や水源等についても選定します。
- (3) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目だけでなく、水質管理上、検査計画に盛り込むことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び水道水の安全性をより確かなものであることを確認するために必要と考えられる項目を検討します。
- (4) 検査頻度は、検査地点、検査対象、検査項目や過去の検査における検出状況等を考慮して設定します。
- (5) 本市では、水質管理の透明性及び信頼性確保のため、水道法その他省令等を遵守し、各種資料をホームページ等で広く速やかに公表します。

2 水道事業の概要

(1) 総括

本市の水道事業は、昭和39年に浅井戸を水源として給水を開始しました。開始当時の給水人口3千人余りから、現在では約9万人となり普及率99.9%となりました。その間、人口増加と共に水需要の増加に伴い、昭和56年より埼玉県営水道から受水を開始し、自己水(井戸)との併用を図りながら水の確保に努め、市内及び滑川町の一部(工業団地)に給水を行っています。

(2) 給水状況

区 分	内 容
給水区域	東松山市市内及び工業団地
給水人口(令和6年度末)	91,040人
普及率(令和6年度末)	99.9%
給水戸数(令和6年度末)	46,750戸
計画一日最大配水量	61,500 m ³
一日最大配水量(令和6年度)	37,587 m ³ (9月26日)
一日平均配水量(令和6年度)	34,419 m ³

(3) 浄水施設概要

機場名	施設区分	施設内訳	
第一浄水場 (下唐子808)	取水施設	第一水源	浅井戸 RC造 立型集水井(内径6m×深さ11.5m) 多孔集水管 φ89mm×10.5m : 60本
			取水能力 3,900 m ³ /日
			取水ポンプ φ200mm×3.5 m ³ /分×14m : 15kw(2台)
		第三水源	浅井戸 RC造 立型集水井(内径6m×深さ10.9m) 多孔集水管 φ89mm×10.5m : 60本
			取水能力 4,630 m ³ /日
			取水ポンプ φ200mm×3.5 m ³ /分×14m : 15kw(2台)
	取水計量設備	電磁流量計 φ350mm	
	浄水施設	敷地面積 9,681 m ²	
		建物及び構造物	ポンプ室 RC造 2階建 365 m ²
			ポンプ井 RC造 300 m ³
			調整池 有効容量 585 m ³ (15.4m×15.4m×深さ2.5m)
		消毒設備	建物 CB造 22.35 m ² 次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 20~100ml/分(2台)
	送水施設	送水ポンプ φ200mm×3.6 m ³ /分×83m : 75kw(4台) 電磁流量計 φ400mm	
第二浄水場 (下唐子814-1)	取水施設	第二水源	敷地面積 501 m ²
			浅井戸 RC造 立型集水井(内径6m×深さ10.9m) 多孔集水管 φ89mm×10.5m : 60本
			取水能力 7,700 m ³ /日
			取水ポンプ φ200mm×4.26 m ³ /分×15m : 18.5kw(4台)
		取水計量設備	電磁流量計 φ400mm
	浄水施設	敷地面積 10,048 m ²	
		建物及び構造物	水道庁舎 RC造 3階建 1,364 m ²
			配水池 RC造 有効容量 8,000 m ³ (40m×50m×深さ4m)
			ポンプ室 RC造 57 m ²
		消毒設備	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ 6.4~100ml/分(2台)
		送水施設	送水ポンプ φ100mm×2.0 m ³ /分×90m : 45kw(3台) 電磁流量計 φ200mm
		配水施設	配水ポンプ φ100mm×2.5 m ³ /分×75m : 45kw(5台) 電磁流量計 φ400mm
		電気設備	設備容量 1,495KVA 6,600V
非常用発電設備	自家発電機室 RC造 78.79 m ² ガスタービン発電機 500KVA 6600V 燃料: 灯油		

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 自己水

下唐子地内の浄水場内にある3か所の井戸(浅井戸)から取水し、水道法の基準に適合するように、次亜塩素酸ナトリウムで消毒を行い、市内に配水しています。

(2) 県水

昭和56年度以降は、埼玉県企業局から県水の受水を開始し、市内に配水しています。県水は、利根川(荒川の水を一部含む)から取水し、行田浄水場又は吉見浄水場で浄水処理された後に東松山市へ送水され、本市の高本山配水場、高坂高区配水場及び水穴配水場で受水します。県水の占める割合は全体の約70%となっています。

(3) 水道水の状況

本市の水道水は、これまでの検査結果により、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水となっています。

4 検査地点

(1) 給水栓(蛇口)

水道法に基づく月1回行う検査は、市内配水システムの末端にあたる4箇所(上唐子、大谷、田木、宮鼻)を検査地点と定め、検査を行います。また、1日1回行う検査は、自動水質監視装置を設置した末端9箇所(大谷2箇所、松山2箇所、東平、古凍、宮鼻、田木、上唐子)で実施します。

(2) 浄水場(浄水)

第一浄水場及び第二浄水場の出口(塩素消毒後の水栓)を検査します。

(3) 浄水場(原水)

浄水場内にある第1水源・第2水源・第3水源(すべて浅井戸)を検査します。

5 定期水質検査

給水栓及び浄水場(浄水・原水)について定期的に検査を行います。(定期水質検査)定期水質検査は別紙「定期水質検査の概要」及び「定期水質検査の検査地点」をもとに以下の5通りについて実施します。

(1) 法令に基づく水質検査

①毎日検査 根拠法令ー水道法施行規則第15条第1号イ

水質検査表(1)の毎日行う検査の項目[色・濁り・消毒の残留効果]について検査を行います。検査は市内9カ所に設置された自動水質監視装置による24時間の自動監視を行います。なお、浄水場における検査については、自主的な水質監視のために

維持管理業務受託者による手分析を行うものです。

②水質基準項目の検査 根拠法令－水道法施行規則第15条第1項ロ

水質基準項目に係る検査を水質検査表(2)のとおり、給水栓にて行います。なお、水質検査表(2)の項目[基01,02,39,47～52]については毎月1回検査を行います。項目[基03～38,40～42,45,46]については、「過去3年間における濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回」「1/5以下の場合には年に1回」まで検査頻度を緩和できると法令で定められていますが、検査頻度を緩和せず年4回検査を行います。また、項目[基43,44]については高水温時に検出されやすい傾向があるため、夏場(7,8月)に検査を行います。

(2) 法令に定めのない水質管理に必要な水質検査

①水質基準項目の検査 根拠法令－なし

水質検査表(3)の水質項目は水質基準項目で水源から蛇口までの水質変化を総合的に捉えるため、給水栓での検査の根拠となる法令に基づき、給水栓で実施する検査と同項目について、浄水場の出口、水源において同じ頻度で水質検査を行います。ただし、水源では、浄水処理に起因する消毒副生成物に関する項目[基22～32]とカビ臭に関する項目[基43～44]については除きます。

②水質管理目標設定項目の検査 根拠法令－なし

水質検査表(4)の水質項目は水道水質管理上、留意すべきものとして設定された水質管理目標設定項目に係るもので、検査頻度は水質検査表(2)及び(3)の水質基準項目の検査頻度の考え方に準じて行います。

③要検討項目その他の検査 根拠法令－なし

水質検査表(5)の水質項目は、本市の水質環境の安全性等の確認のため行います。検査頻度は、環境変化等を把握するために必要となる所要の頻度で行います。

6 水質検査方法

1日1回の検査は、自動水質監視装置及び浄水場等の維持管理業務受託者にて行います。その他の分析項目については、水道法第20条第3項に基づき国土交通大臣及び環境大臣の認可を受けた登録検査機関に委託して行います。なお、登録検査機関においては国土交通省令・環境省令で定められた方法により採水から検査までを実施します。

7 臨時の水質検査

次のような水質変化が生じ、水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて速やかに臨時の水質検査を行います。

(1) 原水に色または濁りが生じるなどの水質の変化があったとき

- (2) 水源・周辺及び上流域その他関係する区域において水の汚染等が発生したとき
- (3) 過去の検査結果から著しい変化があり、水質基準に適合しない恐れがあるとき
- (4) その他、特に必要性が認められるとき

臨時の検査を行う項目については、異常が認められる項目・異常のおそれがある項目・関連する項目等について状況に応じた検査項目を設定し実施します。なお、検査方法は水質異常の内容や緊急性を鑑み、省令で定められた方法のほか、簡易試験等を併用して対応します。

8 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び当年度水質検査結果は毎年度、年度開始前に策定・集計し、上下水道庁舎、市役所情報公開コーナー及びホームページで公表します。

また、計画については水質の状況、国・県による助言・指導、市民の皆様のご意見を参考に必要に応じて見直しを行います。

9 水質検査精度と信頼性保証

登録検査機関における検査においては、水質検査精度及び信頼性確保のため、国・県及び事業者内部その他が行う精度管理評価試験の複数の結果提出を求め、正確かつ精度の高い管理を行います。また、浄水場等の維持管理業務受託者への指導や自動水質監視装置のメンテナンス業務発注などにより、毎日行う水質監視についても適正に管理します。

10 関係機関との連携

水道水が原因となる水質事故が発生した場合には、国、埼玉県、市町村等の関係各機関と連携し、情報交換を図りながら対策を講じます。

○定期水質検査の概要

水質検査項目		法令上の検査頻度	検査頻度				
			給水栓		浄水場		
			9地点	4地点	浄水 2地点	原水 3地点	
定期水質検査	法令に基づく検査 [*1]	毎日検査項目 (3項目)	1日1回	自動水質監視装置による連続測定	-	1日1回 (自主検査)	週1回 (自主検査)
		水質基準項目 (52項目)	月1回 又は年4回 [*2]	-	月1回、年4回 又は年2回 [*3]	-	-
	水質管理に必要な検査	水質基準項目 (52項目)	-	-	-	月1回、年4回 又は年2回 [*3]	月1回 又は年4回 [*4][*5]
		水質管理目標設定項目 (24項目)	-	-	年4回 又は年1回 [*6]	年4回、年2回 又は年1回 [*7][*8]	年4回、年2回 又は年1回 [*7][*8]

- [*1] 検査項目や最低検査頻度が、法令により定められている検査です。
- [*2] 項目に応じて検査頻度が異なります。
- [*3] 高水温時に検出されやすいかび臭物質は夏季(7,8月)のみ検査します。
- [*4] 浄水処理に起因する消毒副生成物及びかび臭物質については除きます。
- [*5] 「味」の検査は省略しています。
- [*6] 「農薬類」の検査は省略しています。
- [*7] 消毒剤及び消毒副生成物の一部を省略しています。
- [*8] 対象農薬リストを元に検査を実施します。第2水源のみ検査項目数が多くなっています。

○定期水質検査の検査地点

検査区分	地点数	対象地域・施設
給水栓	9地点	大谷(2箇所)・松山(2箇所) 東平・古凍・宮鼻・田木・上唐子 [*1]
	4地点	上唐子・大谷・田木・宮鼻 [*2]
浄水場	浄水	2地点 第一浄水場・第二浄水場 [*2]
	原水	3地点 第1水源・第3水源(第一浄水場系統) 第2水源(第二浄水場系統) [*2]

- [*1] 自動水質監視装置を設置し、24時間の継続監視を行っています。
- [*2] それぞれの施設内に設置されたサンプリング用水栓から採水しています。

○毎日行う水質検査の概要

水質検査表(1) 給水栓及び浄水場(対象:毎日検査項目)

番号	項目	判断基準	検査頻度(回/年)		
			給水栓 [*1]	浄水場	
				浄水 [*2]	原水 [*3]
1	色	異常でないこと	365	365	52
2	濁り	異常でないこと	365	365	52
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上	365	365	-

- [*1] 自動水質監視装置を設置し、24時間の継続監視を行っています。
- [*2] 法令の規定とは別に、毎日検査と週1回の簡易検査を水質管理のために実施しています。
- [*3] 法令とは別に、週1回の簡易検査を水質管理のために実施しています。

○法令に基づく水質検査

水質検査表(2) 給水栓(対象:水質基準項目)

番号	項目	基準値	過去3年間 最高値[*1]	法令上の 検査頻度[*2]	検査頻度 (回/年)	備考
基01	一般細菌	100個/mL以下	0	月1回	12	病原生物による 汚染の指標
基02	大腸菌	検出されないこと	不検出		12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0003未満	年4回	4	無機物 ・重金属
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005未満		4	
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満		4	
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満		4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.001未満		4	
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.005未満		4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004未満		4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001未満		4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	2.30		4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.14		4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.1未満		4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002未満		4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005未満		4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.001未満		4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.001未満	4		
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	4		
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.001未満	4		
基20	PFOS及びPFOA[*4]	0.000005 mg/L以下	-	4		
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001未満	4		
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06未満	4	消毒副生成物	
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002未満	4		
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.019	4		
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.015	4		
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.008	4		
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001未満	4		
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.036	4		
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.012	4		
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.012	4		
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001未満	4		
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.008未満	4		
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.013	4	着色	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.03	4		
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.06	4		
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01未満	4		
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	16.6	4	味	
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001	4	着色	
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	28.8	月1回	12	味
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	92	年4回	4	
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	202		4	
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02未満	4	発泡	
基43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000001	発生時期[*3]	2	かび臭
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	0.000001		2	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.003	年4回	4	発泡
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005未満		4	臭気
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	1.1	月1回	12	基礎的性状
基48	pH値	5.8以上8.6以下	6.9-7.6		12	
基49	味	異常でないこと	異常なし		12	
基50	臭気	異常でないこと	異常なし		12	
基51	色度	5度以下	0.9		12	
基52	濁度	2度以下	0.1未満		12	

[*1] 過去3年間の最高値は、給水栓4地点の最大値で、単位は基準値に準じます。「～未満」は定量下限値未満を示します。

[*2] 「月1回」「年4回」は、法令上は「おおむね1か月に1回以上」「おおむね3か月に1回以上」と示されています。

[*3] 高水温時に検出されやすいかび臭物質は夏季(7,8月)のみ検査します。

[*4] 令和8年4月1日付けで水質管理目標設定項目から水質基準項目へ変更されました。

○法令に定めのない水質管理に必要な水質検査
 水質検査表(3) 浄水場(対象:水質基準項目)

番号	項目	基準値	検査頻度(回/年)		備 考
			浄水場		
			浄水[*1]	原水[*2]	
基01	一般細菌	100個/mL以下	12	12	病原生物による 汚染の指標
基02	大腸菌	検出されないこと	12	12	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4	4	無機物 ・ 重金属
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	4	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	4	4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	4	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	4	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	4	4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	4	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	4	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	4	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	4	4	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	4	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	4	4	
基20	PFOS及びPFOA[*4]	0.00005 mg/L以下	4	4	
基21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	4	4	
基22	塩素酸	0.6 mg/L以下	4	-	消毒副生成物
基23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	4	-	
基24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	4	-	
基25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基27	臭素酸	0.01 mg/L以下	4	-	
基28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	4	-	
基29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	4	-	
基30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	4	-	
基31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	4	-	
基32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	4	-	
基33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	4	4	
基35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	4	4	
基36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	4	4	
基37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	4	4	味
基38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	4	4	着色
基39	塩化物イオン	200 mg/L以下	12	12	味
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	4	4	
基41	蒸発残留物	500 mg/L以下	4	4	発泡
基42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	4	4	
基43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	2	-	かび臭
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	2	-	
基45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4	4	発泡
基46	フェノール類	0.005 mg/L以下	4	4	臭気
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	12	12	味
基48	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	基礎的性状
基49	味	異常でないこと	12	[*3]	
基50	臭気	異常でないこと	12	12	
基51	色度	5度以下	12	12	
基52	濁度	2度以下	12	12	

[*1] 浄水における検査頻度は、給水栓の検査頻度に準じます。

[*2] 原水における検査頻度は、給水栓の検査頻度に準じますが、一部消毒に関する項目は省略します。

[*3] 原水における「味」の検査は万が一の事故を防ぐため、省略します。

[*4] 令和8年4月1日付けで水質管理目標設定項目から水質基準項目へ変更されました。

水質検査表(4) 給水栓及び浄水場(対象:水質管理目標設定項目)

番号 [*1]	項目	目標値	検査頻度(回/年)			備考
			給水栓	浄水場		
				蛇口	浄水	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	4	4	4	無機物・重金属
目02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	4	4	4	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	4	4	4	
目06	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	4	4	4	一般有機物
目08	トルエン	0.4 mg/L以下	4	4	4	
目09	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	4	4	4	
目10	亜塩素酸 [*2]	0.6 mg/L以下	-	-	-	消毒副生成物
目12	二酸化塩素 [*2]	0.6 mg/L以下	-	-	-	消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	4	4	-	消毒副生成物
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	4	4	-	
目15	農薬類 [*3] (除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	検出指標値1以下 [*4]	-	2	2	農薬類 [*5]
目16	残留塩素	1 mg/L以下	4	4	-	臭気
目17	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	10~100 mg/Lの範囲内	4	4	4	味
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	4	4	4	着色
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下	4	4	4	味
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	4	4	4	臭気
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	4	4	4	
目22	有機物質(KMnO4消費量)	3 mg/L以下	4	4	4	味
目23	臭気強度(TON)	3以下(単位無)	4	4	4	臭気
目24	蒸発残留物	30~200 mg/Lの範囲内	4	4	4	味
目25	濁度	1度以下	4	4	4	基礎的性状
目26	pH値	7.5程度	4	4	4	腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし 極力0に近づける	4	4	4	腐食
目28	従属栄養細菌	2000 個/ml以下(暫定)	1	1	1	水道施設の健全性の指標
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4	4	4	一般有機物
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	4	4	4	着色
目31	PFOS及びPFOA [*6] [*8]	0.00005 mg/L以下(暫定) [*7]	-	-	-	一般有機物

[*1] 目04、目05、目07、目11は、欠番です。

[*2] 消毒剤及び消毒副生成物中、この項目は、消毒に二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

[*3] 農薬類の項目は、シマジンほか26項目及びダラボンほか89項目について検査を行います。

[*4] 農薬類の目標値は、各農薬の検査結果をそれぞれの目標値で除した値の合計が1以下であることを示します。

[*5] 農薬類の内訳は、環境省により設定された対象農薬リストに基づきます。「水質検査表 別表:農薬類」に示します。

[*6] R3から測定を開始しています。水質管理目標設定項目には令和2年度に設定されました。

[*7] PFOS及びPFOAの検査結果の合計の値です。

[*8] 令和8年4月1日～水質基準項目へ変更となったため削除しました。

水質検査表(5) 浄水場(対象:その他の検査項目)

番号	項目	検査頻度(回/年)		備考
		浄水場		
		浄水	原水	
1	クリプトスポリジウム指標菌	12	12	
2	ダイオキシン類	1	-	[*1]
3	放射性セシウム134及び137	-	4	[*2]

[*1] 各浄水場を隔年で交互に検査を実施します。

[*2] 第2水源のみ測定します。

水質検査表 別表：農薬類

番号	項目 [*1]	検査頻度 [*2]	備考	番号	項目 [*1]	検査頻度 [*2]	備考
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	2	[*3]	59	チオジカルブ	1	[*4]
2	2-2-DPA (ダラボン)	1	[*4]	60	チオファネートメチル	1	[*4]
3	2,4-D (2,4-PA)	1	[*4]	61	チオベンカルブ	2	[*3]
4	EPN	2	[*3]	62	テフリトリオン	1	[*4]
5	MCPA	1	[*4]	63	テルブカルブ (MBPMC)	1	[*4]
6	アシュラム	1	[*4]	64	トリクロピル	1	[*4]
7	アセフェート	1	[*4]	65	トリクロルホン (DEP)	1	[*4]
8	アトラジン	1	[*4]	66	トリシクラゾール	1	[*4]
9	アニロホス	1	[*4]	67	トリフルラリン	1	[*4]
10	アミトラズ	1	[*4]	68	ナプロバミド	2	[*3]
11	アラクロール	1	[*4]	69	パラコート	1	[*4]
12	イソキサチオン	2	[*3]	70	ピベロホス	1	[*4]
13	イソフェンホス	1	[*4]	71	ピラクロニル	1	[*4]
14	イソプロカルブ (MIPC)	1	[*4]	72	ピラゾキシフェン	1	[*4]
15	イソプロチオラン (IPT)	1	[*4]	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	1	[*4]
16	イブフェンカルバゾン	2	[*3]	74	ピリダフェンチオン	1	[*4]
17	イプロベンホス (IBP)	2	[*3]	75	ピリブチカルブ	1	[*4]
18	イミノクタジン	1	[*4]	76	ピロキロン	1	[*4]
19	インダノファン	1	[*4]	77	フィブロニル	1	[*4]
20	エスプロカルブ	2	[*3]	78	フェニトロチオン (MEP)	2	[*3]
21	エトフェンブロックス	1	[*4]	79	フェノブカルブ (BPMC)	1	[*4]
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	1	[*4]	80	フェリムゾン	1	[*4]
23	オキサジクロメホン	1	[*4]	81	フェンチオン (MPP)	2	[*3]
24	オキシ銅 (有機銅)	1	[*4]	82	フェントエート (PAP)	2	[*3]
25	オリサストロピン	1	[*4]	83	フェントラザミド	1	[*4]
26	カズサホス	1	[*4]	84	フサライド	1	[*4]
27	カフェンストロール	1	[*4]	85	ブタクロール	1	[*4]
28	カルタップ	1	[*4]	86	ブタミホス	1	[*4]
29	カルバリル (NAC)	1	[*4]	87	ブプロフェジン	1	[*4]
30	カルボフラン	1	[*4]	88	フルアジナム	1	[*4]
31	キノクラミン (ACN)	1	[*4]	89	ブレチラクロール	1	[*4]
32	キャブタン	1	[*4]	90	プロシミドン	1	[*4]
33	クミルロン	1	[*4]	91	プロチオホス	1	[*4]
34	グリホサート	1	[*4]	92	プロピコナゾール	1	[*4]
35	グルホシネート	1	[*4]	93	プロピザミド	1	[*4]
36	クロメプロップ	1	[*4]	94	プロベナゾール	1	[*4]
37	クロルニトロフェン (CNP)	1	[*4]	95	プロモブチド	1	[*4]
38	クオルピリホス	2	[*3]	96	ベノミル	1	[*4]
39	クロロタロニル (TPN)	2	[*3]	97	ベンシクロン	2	[*3]
40	シアナジン	1	[*4]	98	ベンゾピシクロン	1	[*4]
41	シアノホス (CYAP)	1	[*4]	99	ベンゾフェナップ	1	[*4]
42	ジウロン (DCMU)	2	[*3]	100	ベンタゾン	1	[*4]
43	ジクロベニル (DBN)	1	[*4]	101	ベンディメタリン	1	[*4]
44	ジクロルボス (DDVP)	2	[*3]	102	ベンフラカルブ	1	[*4]
45	ジクワット	2	[*3]	103	ベンフルラリン (ベスロジン)	2	[*3]
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	2	[*3]	104	ベンフレセート	1	[*4]
47	ジチオカルバメート系農薬	1	[*4]	105	ホスチアゼート	1	[*4]
48	ジチオピル	1	[*4]	106	マラチオン (マラソン)	1	[*4]
49	シハロホップブチル	1	[*4]	107	メコブロップ (MCPP)	2	[*3]
50	シマジン (CAT)	2	[*3]	108	メソミル	1	[*4]
51	ジメタメトリン	1	[*4]	109	メタラキシル	1	[*4]
52	ジメトエート	1	[*4]	110	メチダチオン (DMTP)	2	[*3]
53	シメトリン	1	[*4]	111	メトミノストロピン	1	[*4]
54	ダイアジノン	2	[*3]	112	メトリブジン	1	[*4]
55	ダイムロン	1	[*4]	113	メフェナセット	2	[*3]
56	タゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	1	[*4]	114	メフロニル	2	[*3]
57	チアジニル	1	[*4]	115	モリネート	2	[*3]
58	チウラム	1	[*4]				

[*1] 検査項目は、環境省によって設定された「水質管理目標設定項目15の対象農薬リスト」に基づきます。

[*2] 検査回数は、近隣の農作物の作付け時期等を考慮し、夏場に設定しています。

[*3] 検査地点は、第一浄水場・第二浄水場及び第1水源・第2水源・第3水源の計5地点です。

[*4] 検査地点は、第2水源のみです。

問い合わせ先	東松山市上下水道部水道施設課
郵便番号	355-0076
所在地	東松山市大字下唐子8 1 4 番地
TEL	0493-22-3294
FAX	0493-22-5578